

マルナカ三木店 (No.974)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月21日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社マルナカ 住所 高松市円座町 1001 番地																												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ三木店 所在地 木田郡三木町大字氷上字北高原 462 番地 2 外																												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社 マルナカ</td><td>高松市円座町 1001 番地</td><td>中山 明憲</td><td>—</td></tr><tr><td>株式会社 キタムラ</td><td>高知市本町四丁目1番 16号</td><td>北村 正志</td><td>H25.1.27 退店</td></tr><tr><td>岡野食品産業 株式会社</td><td>姫路市御国野町国分寺 391 番地</td><td>岡野 吉純</td><td>H24.9.9 退店</td></tr><tr><td>株式会社 リオチェーン</td><td>名古屋市中区平和 一丁目1番 20 号</td><td>横山 卓幸</td><td>H27.8.31 退店</td></tr><tr><td>株式会社 宮脇書店</td><td>高松市丸亀町4番地の8</td><td>宮脇 範次</td><td>R元.11.30 退店</td></tr><tr><td>株式会社 デンキランド</td><td>高松市円座町 1001 番地</td><td>中山 明憲</td><td>H24.8.26 退店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社 マルナカ	高松市円座町 1001 番地	中山 明憲	—	株式会社 キタムラ	高知市本町四丁目1番 16号	北村 正志	H25.1.27 退店	岡野食品産業 株式会社	姫路市御国野町国分寺 391 番地	岡野 吉純	H24.9.9 退店	株式会社 リオチェーン	名古屋市中区平和 一丁目1番 20 号	横山 卓幸	H27.8.31 退店	株式会社 宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次	R元.11.30 退店	株式会社 デンキランド	高松市円座町 1001 番地	中山 明憲	H24.8.26 退店
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	株式会社 マルナカ	高松市円座町 1001 番地	中山 明憲	—																									
	株式会社 キタムラ	高知市本町四丁目1番 16号	北村 正志	H25.1.27 退店																									
	岡野食品産業 株式会社	姫路市御国野町国分寺 391 番地	岡野 吉純	H24.9.9 退店																									
	株式会社 リオチェーン	名古屋市中区平和 一丁目1番 20 号	横山 卓幸	H27.8.31 退店																									
	株式会社 宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次	R元.11.30 退店																									
	株式会社 デンキランド	高松市円座町 1001 番地	中山 明憲	H24.8.26 退店																									
	【変更後】																												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社 マルナカ</td><td>高松市円座町 1001 番地</td><td>齋藤 光義</td><td>R元.9.10 代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社モリ ンホール ディングス</td><td>善通寺市与北町 977 番地3</td><td>森本 宏樹</td><td>H29.10.1 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社 マルナカ	高松市円座町 1001 番地	齋藤 光義	R元.9.10 代表者変更	株式会社モリ ンホール ディングス	善通寺市与北町 977 番地3	森本 宏樹	H29.10.1 入店																	
名称	住所	代表者氏名	備考																										
株式会社 マルナカ	高松市円座町 1001 番地	齋藤 光義	R元.9.10 代表者変更																										
株式会社モリ ンホール ディングス	善通寺市与北町 977 番地3	森本 宏樹	H29.10.1 入店																										
変更の年月日	上記備考欄のとおり																												
変更する理由	小売業者の入退店、小売業者の代表者変更のため																												

2 届出年月日 令和2年8月6日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三木町地域活性課
縦覧期間： 令和2年8月21日から令和2年12月21日まで

4 意見書の提出
法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和2年12月21日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三木町地域活性課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ